

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成16年達示第73号)</p> <p>(前略) (契約期間及び更新)</p> <p>第4条 時間雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間はこれを更新することがある。ただし、時間雇用教職員として雇用される期間が、通算5年を超えないものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発補佐員及び研究員(非常勤)の契約期間は、10年以内とし、通算10年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>4 第2項ただし書及び前項の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>5 契約期間の満了後において当該労働契約を更新することがある場合には、当該労働契約の締結時に更新の可能性及び判断基準を通知するものとする。</p> <p>6 別表第1、別表第2及び別表第3の雇用年齢上限欄に定める年齢(大学が特に認めた場合に定める年齢を含む。)に達した時間雇用教職員の契約の更新は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日までに限り行い、翌事業年度以降は、契約を更新しない。</p> <p>(中略) (再雇用)</p> <p>第69条 定年が満60歳又は満63歳と定められている無期雇用教職員が定年に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、引き続き時間雇用教職員(第2条第2項に定める無期雇用教職員を除く。)として雇用することができる。</p> <p>(後略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成16年達示第73号)</p> <p>(前略) (契約期間及び更新)</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>4 <u>第2項ただし書の規定にかかわらず、事務補佐員として雇用される期間は、通算1年を超えないものとする。ただし、第69条及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第34条の規定により雇用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 第2項ただし書及び第3項の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>6</p> <p>7</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>(再雇用)</p> <p>第69条 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学において障害者を教職員として雇用する場合の特例を定める規程 (平成27年達示第52号)</p> <p>(前略)</p> <p>第4条 障害者を時間雇用教職員として雇用する場合(再雇用特例規則により時間雇用教職員として雇用する場合を含む。)における時間雇用就業規則第2条第1項の適用については、同項中「1週間の所定の勤務時間が30時間」とあるのは「1週間の所定</p>	<p>第4条 障害者を時間雇用教職員として雇用する場合(再雇用特例規則により時間雇用教職員として雇用する場合を含む。)における時間雇用就業規則第2条第1項の適用については、同項中「1週間の所定の勤務時間が30時間」とあるのは「1週間の所定</p>

の勤務時間が38時間45分」とし、時間雇用就業規則第3条及び再雇用特例規則第3条に規定する雇用年齢並びに時間雇用就業規則第4条第2項ただし書及び第3項の規定による通算雇用期間の上限については、当該障害者の健康状態、勤務の状況その他の事情を考慮して必要と認める場合には、これを適用しないことができる。

(後略)

の勤務時間が38時間45分」とし、時間雇用就業規則第3条及び再雇用特例規則第3条に規定する雇用年齢並びに時間雇用就業規則第4条第2項ただし書、第3項及び第4項の規定による通算雇用期間の上限については、当該障害者の健康状態、勤務の状況その他の事情を考慮して必要と認める場合には、これを適用しないことができる。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において事務補佐員であった者を施行の日以後に引き続き事務補佐員として雇用する場合の通算雇用期間の上限については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、当分の間、総長が特に必要と認めた場合における通算雇用期間の上限については、なお従前の例による。